

令和9年度 神奈川県教育委員会県立高校スクールソーシャルワーカー採用 候補者募集案内

神奈川県教育委員会では、県立学校に在籍しているすべての児童・生徒が、円滑に学校生活を送り社会的に自立するため、さまざまな課題の早期解決に向けた対応を図ることを目的として、児童・生徒が置かれている環境への働きかけや、学校の枠を超えた関係機関とのネットワークの構築など、教育の分野をはじめ社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、配置された県立高等学校及び県立中等教育学校において、概ね次の業務を行います。

- (1) 全児童・生徒を対象に、学習面・行動面に関する指導の向上を促す支援
- (2) 困難を抱える児童・生徒を取り巻く環境への働きかけ
- (3) 学校内におけるチーム支援体制の構築・支援
- (4) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- (5) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (6) 教職員等への研修活動 等

2 採用予定者数

10名程度

3 応募資格

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、及びその受験資格や、公認心理師、臨床心理士、社会福祉主事任用資格、認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があり、県内の県立高等学校（全日制課程・定時制課程・通信制課程）や県立中等教育学校等での勤務が可能な者。
- (2) 受験資格の要件を満たさない場合や、わいせつ行為等を行ったなどのスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）としての適格性を欠く事実が明らかになった場合、重要な経歴の詐称が判明した場合は採用しない。
- (3) SSWとして業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、SSWとしての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないこと（特定性犯罪事実該当者ではないこと）とする。このため、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合は、採用しない。

なお、受験申込において、あらかじめ特定性犯罪の前科の有無の申告が必要となる。

- (4) 第二次選考合格者においては、(3)記載のこども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認のため、神奈川県教育委員会から指示された必要な手続等に対応する必要がある。

4 勤務条件

- (1) 勤務日等
- ・原則1校あたり年間35週(週1日)勤務
 - ・1日あたり7時間
 - $$\left(\begin{array}{l} \text{週2日(2校)勤務の場合、年間490時間(原則)} \\ \text{週3日(3校)勤務の場合、年間735時間(原則)} \\ \text{週4日(4校)勤務の場合、年間980時間(原則)} \end{array} \right)$$

※ 今後、変更となる場合があります。

※ 週の勤務日数については、採用決定後に勤務校の決定と併せてご連絡します。

- (2) 報酬
- 1時間あたり3,500円(1日(7時間)勤務 24,500円)

※ 通勤手当相当額は別途支給します。

※ 週3日及び週4日の勤務は、一定の条件を満たす場合、期末・勤勉手当の支給対象となります。

なお、週2日の勤務の場合、期末・勤勉手当は原則支給対象外となります。

※ 報酬額は、県の条例等により、変更となる場合があります。

- (3) 身分
- 第1号会計年度任用職員

- (4) 任用期間
- 令和9年4月1日(木)～令和10年3月31日(金)

※ 神奈川県教育委員会が勤務成績優秀と認める者は、2回を上限として再度任用される場合があります。

- (5) 勤務地
- 神奈川県教育委員会が指定する、県立高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)及び県立中等教育学校に勤務となります。

※ 勤務校に関する希望は受け付けておりません。

※ 勤務校の決定に併せて、週の勤務日数も決定します。

- (6) その他
- ・公務災害補償が適用されます。
 - ・週3日及び週4日の勤務の場合、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の被保険者となります。
- なお、週2日の勤務の場合は、上記社会保険の適用外となります。

5 応募方法

応募書類等に必要事項を記載し、神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課あてに直接持参するか、簡易書留により郵送してください。

- (1) 応募書類等

ア 令和9年度神奈川県教育委員会県立高校スクールソーシャルワーカー採用候補者選考申込書[様式1]

イ 返信用封筒

※ 110 円切手を貼付した定形（長形 3 号）封筒に郵便番号・住所・氏名を記載（宛名の敬称は「様」）したものを 2 通

(2) 応募締切

令和 8 年 10 月 19 日（月）当日消印有効

※ 直接持参の場合は 17 時まで

6 選考日程等

(1) 一次選考

選考区分：書類選考

結果通知：令和 8 年 11 月上旬、郵送により通知します。また、合格者には二次選考の日程や会場等も併せて通知します。

(2) 二次選考

選考区分：面接

日程：令和 8 年 11 月 23 日（月）

会場：神奈川県立総合教育センター

結果通知：令和 9 年 1 月中旬、郵送により通知します。

7 留意事項

- ・神奈川県が任用する職員として兼務する予定がある方は事前に担当まで御連絡ください。なお、神奈川県の第 1 号会計年度任用職員として勤務される方は、週の合計勤務時間数が 29 時間を超えることはできません。
- ・県教育委員会で任用されるスクールカウンセラー及び県教育委員会市町村・小中学校（政令市・中核市を除く）スクールソーシャルワーカーと兼務をすることはできません。
- ・やむを得ない事情で辞退される方は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。
- ・選考結果について、電話、電子メール等による問合せには応じておりません。
- ・採用候補者は、任用開始前に健康診断書等を提出していただきます。
- ・二次選考に合格した者で、令和 8 年度神奈川県スクールソーシャルワーカーとして任用されていない者は、各自、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を速やかに行ってください。

8 その他

- ・本募集は令和 9 年度予算の成立前であるため、勤務条件等は、変更となる場合があります。

問合せ先・応募先

神奈川県教育委員会教育局支援部学校支援課 担当 西澤・清田

所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 東庁舎 9 階

電 話 (045) 210-8295（直）